

令和 6 年 4 月 1 日施行 介護保険制度改正への 対応状況及び令和 9 年度改正に向けて

高齢化の進展や地域住民の支援ニーズの複雑化・複合化等を背景に、センターの業務負担は増大している中、センターの業務負担を軽減し、センターが効果的に業務を実施し、地域包括ケアの中核機関として期待される役割を発揮できるよう、介護保険法の改正が行われた（令和 6 年 4 月 1 日施行）。

これを受け、センターの業務負担軽減、体制・機能強化について、取組を進めるとともに、次期改正を見据えた検討を行う。

1 令和 6 年 4 月 1 日施行 介護保険法改正への対応状況について

（１） 介護予防支援の指定対象の拡大

法改正により地域包括支援センターのほか、指定居宅介護支援事業所も指定を受けて介護予防支援事業を実施できることとなった。集計を開始した令和 6 年 4 月以降、指定事業所のプラン件数は増加を続けているが、プラン全体の 3.2%程度に留まっている。

地域包括支援センター運営部会においては、指定介護予防支援事業所が介護予防ケアマネジメントを直接実施できないことや、直プランを作成するよりも委託プランを作成する方が請求事務を行う必要がないなど、事業所としての負担が軽減されることが、指定拡大が進まない理由ではないかとの意見が出された。

また、国の社会保障審議会・介護保険部会において、指定介護予防支援事業所が介護予防ケアマネジメントを直接実施できる仕組みを創設する議論を進めていることもあり、国の動向を見ながら今後の方針を検討していく。

サービス提供月	介護予防支援			合計
	包括直 プラン件数	包括委託 プラン件数	指定事業所 プラン件数	
令和 6 年 4 月	443	4,154	45 (1.0%)	4,642
令和 6 年10月	469	4,497	92 (1.8%)	5,058
令和 7 年 4 月	471	4,695	141 (2.7%)	5,307
令和 7 年 7 月	464	4,775	132 (2.5%)	5,371
令和 7 年 11 月	488	4,898	143 (2.5%)	5,529
令和 8 年 4 月	446	5,171	169 (3.2%)	5,786

2 センター職員配置における 3 職種の常勤換算方法の導入

センターの職員配置について、原則は「常勤専従」であるが、欠員が生じる場合の解消策の一つとして、センターの配置人員を常勤換算方法により補充することが可能となった。

常勤換算の活用について市への協議はあったが、活用には至らなかった。

人員 配置基準	おおむね 6,000 人～ 8,000 人	おおむね 8,000 人～ 10,000 人	おおむね 10,000 人～ 12,000 人	おおむね 12,000 人～ 14,000 人	おおむね 14,000 人～ 16,000 人
配置人数	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
常勤換算が 容認される人員	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人

※ センターの管理者については、常勤換算方法の対象外とする。

※ 常勤の従事者 1 人が勤務すべき時間数を 3 人までの非常勤の配置を可とする。

3 主任介護支援専門員の資格要件の緩和

人材確保が困難となっている現状等を踏まえた、センターの職員配置に関する対応として、令和 7 年 4 月 1 日から、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講をめざす介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算 5 年以上である者」として、主任介護支援専門員の資格要件が緩和された。市への協議は 2 件あったが実務要件に該当せず、現在のところ、適用実績はない。

2 令和 9 年度 介護保険法改正に向けて

介護保険制度改正に向けた国の議論は、現在、①「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」、②「社会保障審議会介護保険部会」の 2 本立てで進んでいる。

現時点では、令和 9 年度改正に向けた議論はまだ「法改正案の具体化」段階ではなく、2040 年を見据えた制度の方向性整理の段階である。

国においては、2040 年を見据えた地域包括ケアシステムの深化と介護人材不足への対応を背景に、地域包括支援センターの機能強化と業務重点化が検討されている。市としては、国の動向を注視しつつ、センター業務の重点事項等について、運営部会において継続的に協議を行うものとする。

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第8回） 令和7年6月23日		参考資料 2
「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 中間とりまとめ（概要） 令和7年4月10日		
2040年に向けた課題 ○ 人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加 ○ サービス需要の地域差。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供 ○ 介護人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築	基本的な考え方 ① 「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化 ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保 ③ 介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援 ④ 地域の共通課題と地方創生 ※ 介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現	